

丹波市立地方卸売市場運営協議会 次第

日時：令和7年12月9日(火)

午前10時00分～

場所：丹波市立地方卸売市場

事務所棟2階会議室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 委員紹介

丹波市立地方卸売市場運営協議会委員名簿.....P1

4 会長及び副会長選出（丹波市立地方卸売市場条例施行規則第43条）

会 長

副会長

5 会長あいさつ

6 報告事項

(1) 令和6年度事業実績報告.....P2

令和6年度決算について.....P3

(2) 令和7年度の取組について.....P4

(3) 法改正概要.....P6

地方卸売市場法改正について.....P7

丹波市立地方卸売市場条例新旧対照表(案)P8

(4) その他

7 閉 会

MEMO

.....

.....

丹波市立地方卸売市場運営協議会委員名簿

任期:令和7年12月9日～令和9年3月31日

番号	氏名	選出区分	組織名	役職	備考
1	久下 聖太	卸売業者	株式会社東兵庫魚菜	代表取締役	
2	隠岐 英治	卸売業者	株式会社東兵庫魚菜	取締役	
3	中川 重之	買受人	東兵庫魚菜買受人組合	組合長	
4	山内 延浩	買受人	東兵庫魚菜買受人組合	副組合長	
5	荻野 正希	出荷者	東兵庫魚菜出荷者組合	組合長	
6	東浦 孝浩	出荷者	東兵庫魚菜出荷者組合	副組合長	
7	内堀 恭子	消費者	丹波市消費者協議会	会長	
9	岡林 利幸	学識経験者	丹波市商工会	会長	
8	河野 健児	学識経験者	兵庫県丹波農林振興事務所	所長	

令和6年度事業実績

1. 卸売業務の状況

(単位:数量 t、取扱高:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年対比(%)	
	数量	取扱高	数量	取扱高	数量	取扱高	数量	取扱高
野菜類	1,187	121	1,161	118	1,211	123	104.3%	104.2%
果実類	216	29	198	27	198	27	100.0%	100.0%
水産物	348	218	349	218	328	205	94.0%	94.0%
食肉	14	17	17	22	19	24	111.8%	109.1%
日販品	11	30	9	25	8	21	88.9%	84.0%
計	1,776	415	1,734	410	1,764	400	101.7%	97.6%

2. 地方卸売市場特別会計決算状況の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減
歳入総額	2,779	2,761	5,671	2,910
歳出総額	2,420	2,452	1,890	△562
繰越明許費	0	0	3,000	3,000
差引金額	359	309	781	472
基金残高	11,824	13,087	11,580	△1,507

3. 買受人の推移

(単位:人)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減
買受人数	165	163	158	△5

4. 東兵庫魚菜出荷組合の推移

(単位:人)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減
組合員数	107	108	97	△11

5. 通い容器取扱数量

(単位:箱)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減
取扱数量	12,582	11,758	9,377	△2,381

※令和7年度10月末現在通い容器取扱量 6,467箱(前年同月6,169箱)

丹波市立地方卸売市場特別会計
令和6年度収支決算

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

収入の部 5,671,439 円
支出の部 1,890,688 円
差引金額 3,780,751 円
繰越明許費繰越額 3,000,000 円
実質収支額 780,751 円

1 収入の部

項 目	当初予算額	補正/流用	予算現額	決算額
市場使用料	2,155,000	0	2,155,000	2,155,200
通い容器使用料	329,000	0	329,000	187,540
利子及び配当金	15,000	5,000	20,000	19,242
前年度繰越金	1,000	309,000	310,000	309,457
地方卸売市場基金繰入金	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000
合 計	2,500,000	3,314,000	5,814,000	5,671,439

2 支出の部

項 目		当初予算額	補正/流用	予算現額	決算額
市場総務費	非常勤特別職報酬	63,000	0	63,000	14,000
	費用弁償	32,000	0	32,000	4,000
	消耗品費	10,000	0	10,000	3,120
	通信運搬費	2,000	0	2,000	880
	火災保険料	59,000	0	59,000	58,492
	活性化施策業務委託料	500,000	△500,000	0	0
	通行料及び駐車料	16,000	0	16,000	0
	ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会分担金	20,000	0	20,000	20,000
	消費税	23,000	0	23,000	11,900
小 計		725,000	△500,000	225,000	112,392
市場費	修繕料	600,000	0	600,000	45,760
	保守点検委託料	33,000	0	33,000	33,000
	通い容器取扱委託料	362,000	0	362,000	206,294
	工事費	0	3,000,000	3,000,000	0
	基金積立金	665,000	809,000	1,474,000	1,474,000
	基金利子積立金	15,000	5,000	20,000	19,242
小 計		1,675,000	3,814,000	5,489,000	1,778,296
予備費	予備費	100,000	0	100,000	0
合 計		2,500,000	3,314,000	5,814,000	1,890,688
基金積立金及び基金利子積立金を除く実質支出額					397,446

令和7年度の取組について

○市場の取扱高増加に向けて

令和4年3月策定の経営戦略において、「市場の活性化」の取組事項として「地場産品の取扱拡大」、「安心して安全な生鮮食料品等の安定供給」を掲げております。

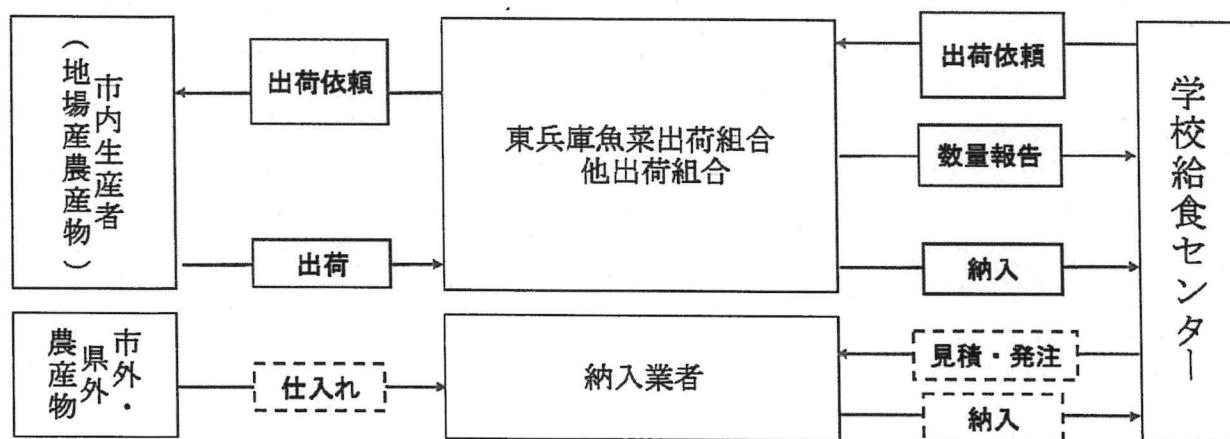
また、丹波市農業・農村振興基本計画においても、「直売所等の地産地消活動への支援」として、学校給食への市内農産物の提供率を増加させていくための生産流通システムの構築を掲げております。

一方、教育委員会としては、丹波市学校給食運営基本計画において、学校給食で使用する野菜のうち、主要15品目における地場産率30%を目標に掲げております。

これらの目標への具体的な取組として、市場で扱う地場産野菜の学校給食へ納品に向け、卸売業者、教育委員会及び農林振興課で協議行っております。

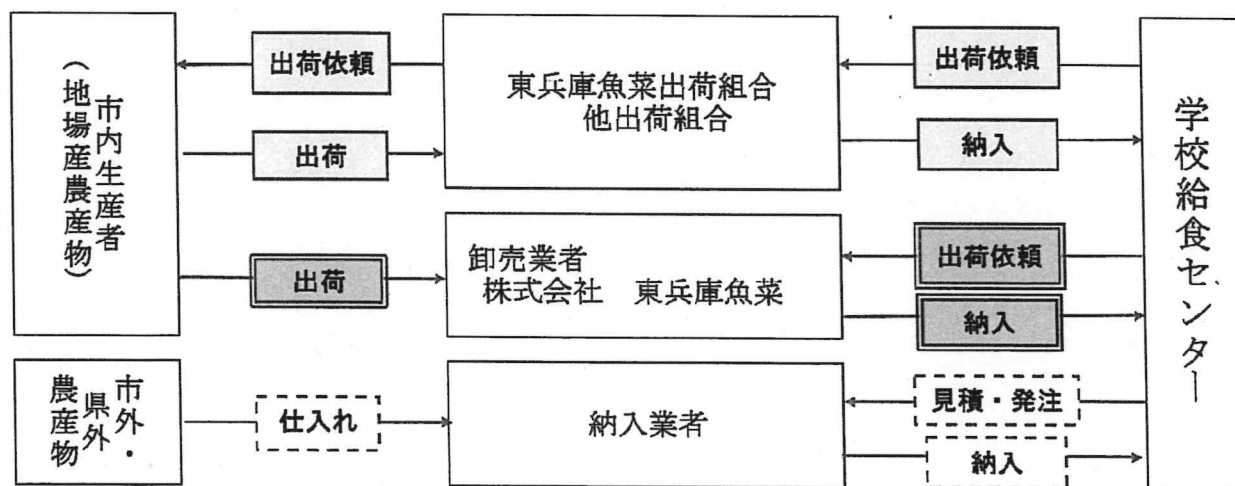
現状と協議案については次の通りで、令和8年4月からの納入実施を目指しております。

現 状



出荷組合が納入できない品目・数量を見積入札により納入業者が納入

協議案



①出荷組合が納入できない品目・数量のうち、卸売業者が扱う地場産農産物から納入

②出荷組合、卸売業者が納入できない品目・数量を見積入札により納入業者が納入

○令和7年度 修繕及び工事報告について

・漏水調査

概 要 給水設備漏水調査
令和7年10月15日調査完了
業 者 株式会社メンテナンス近畿
契約金額 132,000 円

・漏水修繕

概 要 給水管漏水修理工事
令和7年11月12日工事完了
業 者 株式会社メンテナンス近畿
契約金額 166,100 円

・高圧負荷開閉器等取替工事

概 要 受電設備取替工事
高圧負荷開閉器 (7.2KV 200A) 1.0 台
高圧ケーブル (EM—CET—38sq) L=40.0m
令和7年9月19日工事完了
業 者 和幸電気 株式会社
契約金額 2,002,000 円

市場法改正についての概要

○背景

改正食料・農業・農村基本法においては、食料の価格形成に当たり食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等を明記しており、それに伴い食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進することが必要となります。

○卸売市場法 第13条 地方卸売市場の認定（要点のみ抜粋）

第13条第5項第3号ハ

ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

- (1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等
- (2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標
- (3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

これらの改正により以下の指定飲料品、それに伴うコスト指標、努力義務が義務付けられました。

●指定飲食料品等

配送コストなどの費用が考慮されにくい日用の飲食料品で、現在国がワーキンググループを設置し検討している段階。

現在は、米、野菜、飲用牛乳、豆腐、納豆が対象品目としてあげられている。

●コスト指標

食品等の取引の適正化については、農林漁業者と食品産業の事業者が合理的な費用を考慮した価格形成等を促すため、努力義務等の規制的措置が課されるとともに、指定品目について、コスト指標作成団体がコスト指標を作成することとなっています。

現在、令和8年4月以降に予定されている食料システム法の全面的な施行に向けて、努力義務に関する判断基準や指定品目等を検討中となっています。

●努力義務

- ・持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ・取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 及び卸売市場法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 改正食料・農業・農村基本法においては、食料の価格形成に当たり食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等を明記。
- 食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進することが必要。

法律案の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

1 題名及び目的

題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。目的規定に食料システムにおける食品等事業者の役割等を明記。（第1条関係）

2 食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進

- (1) 食品等事業者は、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。（第6条から第10条まで関係）
 - ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
 - ② 流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等）
 - ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
 - ④ 消費者選択支援事業活動（消費者が持続可能性に配慮した物の選択を行うことに資する販売方式の導入等）※ ①～④には技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。（第11条及び第12条関係）

〈支援措置〉

- (1) 日本政策金融公庫による長期低利融資（第15条関係）
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による研究開発設備の供用（第14条関係）等
（このほか、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの税制特例を措置）
- (2) 補助金等で整備された施設等の有効活用（第18条関係） 等

3 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を実施。（第34条及び第35条関係）
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、努力義務を措置。（第36条関係）
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣は、(2)についての事業者の行動規範（判断基準）を策定。（第37条関係）
- (4) 農林水産大臣は、(2)の適確な実施を確保するため必要な場合に指導・助言を実施。また、(2)の実施状況が著しく不十分な場合は勧告・公表を実施。（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。）（第38条から第40条まで関係）
※ 不公正な取引方法に該当する事実があるときは、公正取引委員会に通知。（第52条関係）
- (5) 農林水産大臣は、指定飲食料品等(※)について、費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体を認定。（団体の役職員等に対し秘密保持義務を措置。）（第41条から第51条まで関係）
※ 農林水産大臣が、取引において、通常、費用について認識しにくい飲食料品等を指定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、3(5)の指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。（第4条及び第13条関係）

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、3(2)から(5)まで及び卸売市場法の一部改正については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。（附則第1条関係）

丹波市立地方卸売市場条例（平成16年丹波市条例第187号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市立地方卸売市場条例 平成16年11月1日 条例第187号 最終改正 令和6年12月25日条例第40号 （卸売予定数量等の公表） 第20条の2 卸売業者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を当該市場の見やすい場所に掲示することその他適切な方法により公表するものとする。 2 卸売業者の卸売の数量及び価格の公表は、前項の生鮮食料品等について、価格形成後直ちに、卸売数量及び価格を同項に規定する場所に掲示することその他適切な方法によるものとする。 3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあっては、その月の前月の奨励金の種類ごとの交付額を公表するものとする。 4 市長は、卸売業者から次条第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目について売買取引を公表するものとする。	○丹波市立地方卸売市場条例 平成16年11月1日 条例第187号 最終改正 令和6年12月25日条例第40号 （卸売予定数量等の公表） 第20条の2 卸売業者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を当該市場の見やすい場所に掲示することその他適切な方法により公表するものとする。 2 卸売業者の卸売の数量及び価格の公表は、前項の生鮮食料品等について、価格形成後直ちに、卸売数量及び価格を同項に規定する場所に掲示することその他適切な方法によるものとする。 3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあっては、その月の前月の奨励金の種類ごとの交付額を公表するものとする。 4 市長は、卸売業者から次条第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目について売買取引を公表するものとする。 5 市長は、次に掲げる事項を公表するものとする。 （1） <u>第4条に規定する取扱品目のうち市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。）</u> （2） <u>前項の規定により公表された指定飲食料品等に係る指標（食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標をいう。）</u> （3） <u>食品等持続的供給法第36条第1項の規定により講じる措置の内容</u>